

(案)

資料4

第 号
令和5年4月 日

東北運輸局長 殿

氏名又は名称 仙台市交通政策推進協議会
住 所 仙台市青葉区国分町 3-7-1
代表者氏名 吉田 樹

交通不便地域指定申請書

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表7口②(2)に基づき、
交通不便地域の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

交通不便地域指定申請書（別表7ロ②（2）関係）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統確保維持関係）

1. 県・市区町村
宮城県仙台市
2. 指定を受けようとする交通不便地域の概況
・ 仙台市太白区坪沼地区（坪沼の一部） 坪沼地区は、平成18年4月末に地区内を走る路線バスが廃止された地域である。地域間交通ネットワークの地域間幹線バス系統である秋保線の最寄りバス停へは、坪沼地区の4町内で組織される「坪沼乗合タクシー運営協議会」が試験運行を実施している区域運行型の乗合タクシー等で移動している。 また、「仙台市地域公共交通計画（令和4年3月）」では、路線バスの運行状況や沿線人口密度等を踏まえ、路線バスのネットワークについてエリア設定を行い、坪沼地区は輸送需要の確保に課題があるエリアの中に存している。
3. 指定を受けようとする交通不便地域の人口
・ 坪沼地区 388人（令和5年1月1日現在）※住民基本台帳より
4. 指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要
令和5年4月より、坪沼地区の集落と秋保線生出中学校前停留所をつなぐ、乗り合いタクシーの本格運行を予定している。
5. その他特記事項

【添付書類】

○交通不便地域の区分が分かる地図

（注）指定を受けようとする地域の区分が分かるように、色付けや網掛けをしてください。

また、導入予定のフィーダー系統及び接続する地域間交通ネットワーク（鉄道路線や地域間幹線バス系統）及び交通結節点（駅・停留所名）を記載してください。

○その他参考資料

【担当者・連絡先】

（住所）仙台市青葉区二日町12-34

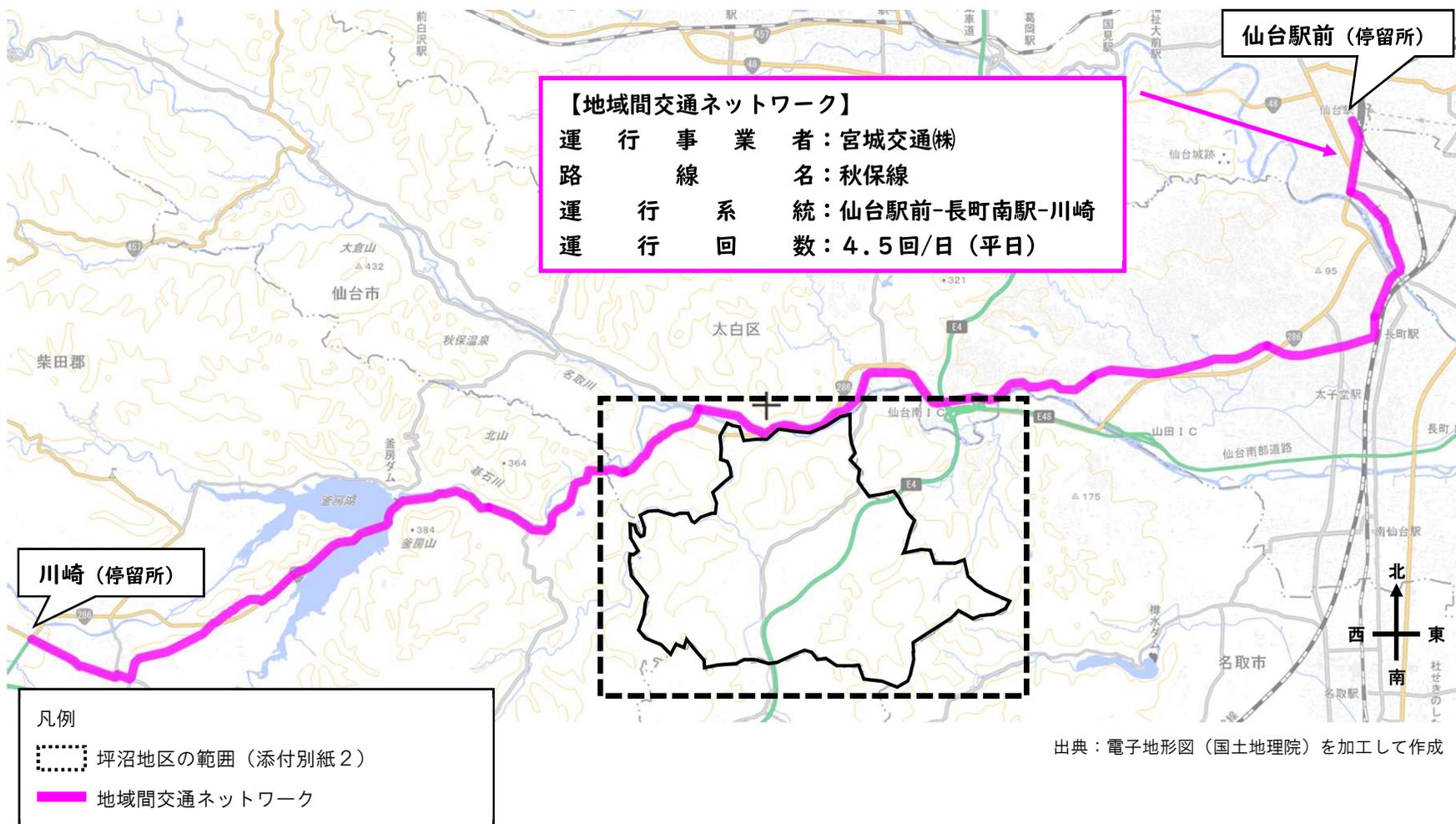
（所属）都市整備局地域交通推進課

（氏名）梅内 一樹

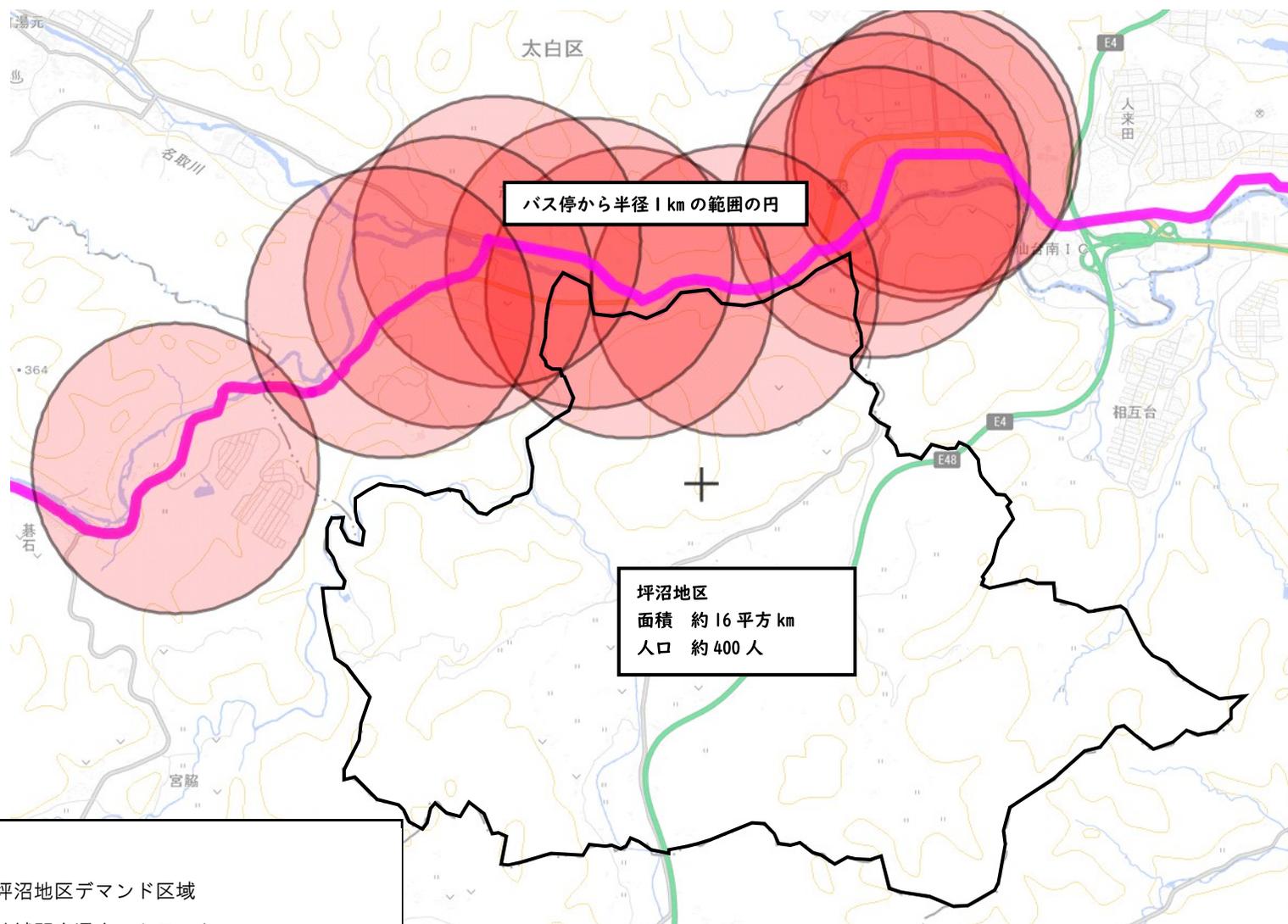
（電話）022-214-8359

（E-mail）tos009180@city.sendai.jp

坪沼地区の位置と地域間交通ネットワークの状況

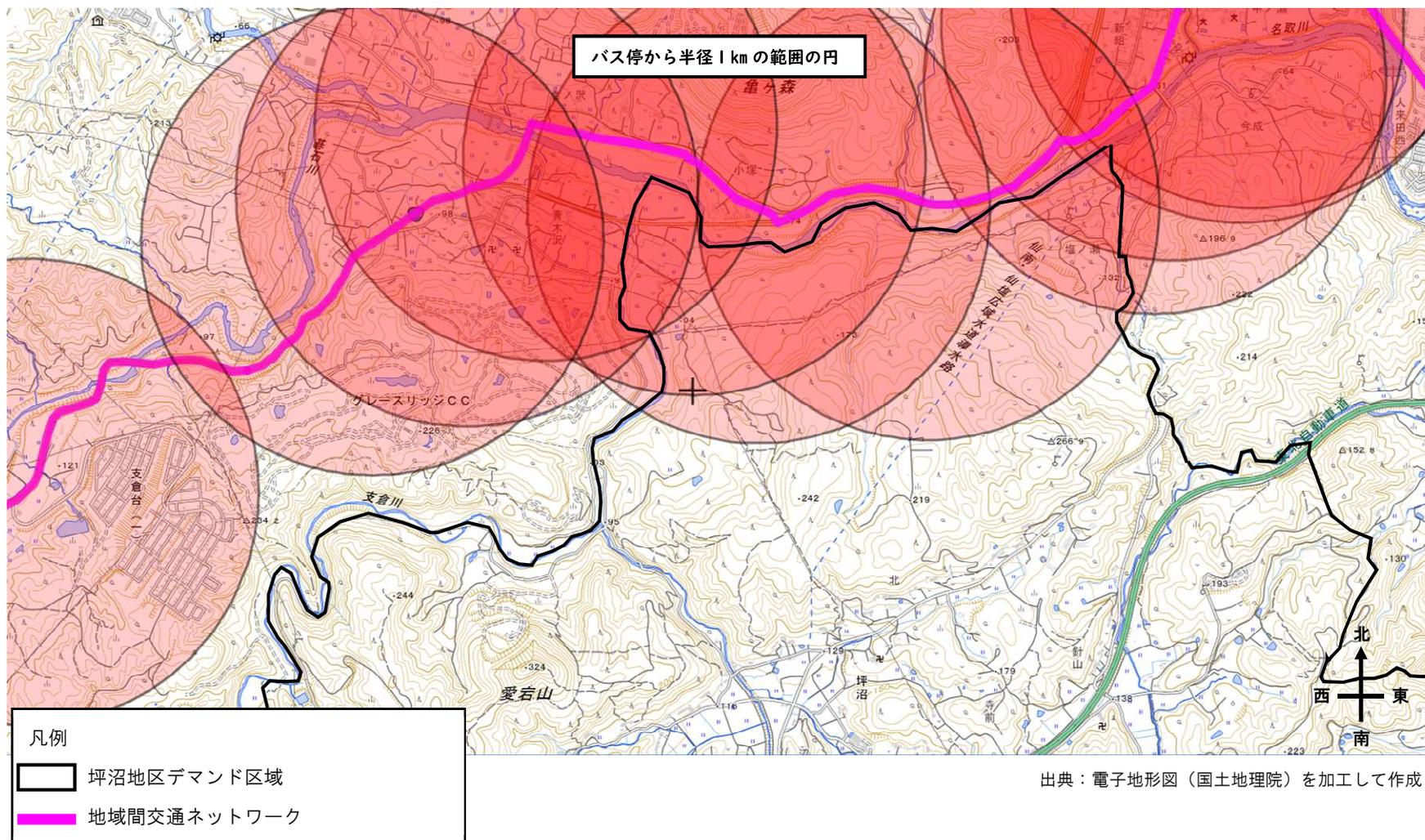


デマンド区域とバス停の状況（広域）



出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成

デマンド区域とバス停の状況（詳細）



坪沼地区における経過

年 月	出来事
平成17年 1月	民間バス事業者よりバス路線廃止の表明
4月	路線を仙台市域内に短縮・減便の上、運行継続
12月	再度、民間バス事業者よりバス路線廃止の表明
平成18年 2月	<u>坪沼乗合タクシー運営協議会設立</u>
5月	<u>定時定路線型の乗合タクシー運行開始</u> 、既存路線バスの廃止
平成23年 4月	路線の延長 <small>あくとざわ</small> (沓戸沢地区へのアクセス)及び運賃改定
平成27年 4月	運賃改定及び増便(通学対応)
平成28年 4月	減便
平成30年 4月	減便
平成31年 4月	運賃改定
令和2年 4月	仙台市で地域交通支援制度「みんなで育てる地域交通乗り乗り事業」を創設 定時定路線型の乗合タクシーを廃止。 <u>区域運行型のデマンド乗合タクシーの試験運行を開始</u> ※通学対応は別途スクールタクシーで確保
令和2年4月～令和3年3月	<u>試験運行Ⅰを実施</u> スクールタクシーの運行開始
令和3年4月～令和4年3月	<u>試験運行Ⅱを実施</u>
令和4年4月～令和5年3月	<u>実証運行を実施</u>
令和5年4月～	<u>本格運行(一般乗合)開始</u>

坪沼地区「つぼめま号」運行区域図

資料 4_参考資料



つぼめま号の車両

運行日：平日（8便/日）
 運賃：400円
 ※70歳以上・障害者等
 は100円



運行区域



※デマンド区域内はどこでも乗降・移動可能。
 乗降ポイントでも乗降はできるが、乗降ポイント間の移動はできない。
 ※運行区域内の●は、坪沼地区内の主要施設であり、乗降場所を示しているものではない。

出典：電子地形図（国土地理院）を加工して作成